

春日部市立体育施設条例の一部を改正する条例

春日部市立体育施設条例（平成17年条例第190号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立市民体育館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市大沼七丁目12番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用期間)</p> <p>第9条</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>前号</u>に規定するもの以外の体育施設 1 月4日から12月29日までの日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第11条</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>前2号</u>に規定するもの以外の体育施設 午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表（第14条、第28条関係）</p> <p>3 その他の体育施設基本使用料</p> <p>① 施設使用料</p>	名称	位置	春日部市立市民体育館	春日部市大沼七丁目12番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立市民体育館</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市大沼七丁目12番地</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">春日部市立市民プール</td> <td style="border: 2px solid black;">春日部市大沼七丁目12番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用期間)</p> <p>第9条</p> <p>(1) 春日部市立市民プール 7月1日から8月31日までの日</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>前2号</u>に規定するもの以外の体育施設 1月4日から12月29日までの日</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(使用時間)</p> <p>第11条</p> <p>(2) 春日部市立市民プール 午前9時から午後6時まで</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>前3号</u>に規定するもの以外の体育施設 午前9時から午後5時まで</p> <p>(5) (略)</p> <p>別表（第14条、第28条関係）</p> <p>3 その他の体育施設基本使用料</p> <p>① 施設使用料</p>	名称	位置	春日部市立市民体育館	春日部市大沼七丁目12番地	春日部市立市民プール	春日部市大沼七丁目12番地
名称	位置										
春日部市立市民体育館	春日部市大沼七丁目12番地										
名称	位置										
春日部市立市民体育館	春日部市大沼七丁目12番地										
春日部市立市民プール	春日部市大沼七丁目12番地										

名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額(円)
春日部市立市民体育館	競技場	全面	午前9時から午後5時まで	2時間	2,200
			午後5時から午後7時まで	2時間	3,960
			午後7時から午後9時まで	2時間	4,400
	談話室	1室	午前9時から午後9時まで	1時間	110

名称	種別	区分	使用時間	使用単位	金額(円)
春日部市立市民体育館	競技場	全面	午前9時から午後5時まで	2時間	2,200
			午後5時から午後7時まで	2時間	3,960
			午後7時から午後9時まで	2時間	4,400
	談話室	1室	午前9時から午後9時まで	1時間	110
春日部市立市民プール		一般	午前9時から午後6時まで	1人1回	550
		小・中学生		1人1回	110

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(春日部市都市公園条例の一部改正)

2 春日部市都市公園条例（平成17年条例第150号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
別表第1（第7条、第13条関係） 有料の公園施設		別表第1（第7条、第13条関係） 有料の公園施設	
公園名	有料の公園施設	公園名	有料の公園施設
大沼公園	市民体育館・ <u>野球場</u> ・陸上競技場・テニスコート	大沼公園	市民体育館・ <u>野球場</u> ・ <u>市民プール</u> ・陸上競技場・テニスコート